

# 熊野川上流部の総合的な減災対策協議会規約

## (名称)

第1条 この会議は、熊野川上流部の総合的な減災対策協議会（以下「協議会」）とする。

## (目的)

第2条 協議会は、局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。  
尚、本協議会は水防法第15条の10により組織する協議会である。  
対象地域は熊野川流域における奈良県管理河川・砂防とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるものほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるものほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条

- 一 洪水の水害リスクや土砂災害警戒区域のリスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実施するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、協議会を中心として、情報共有、相互の支援、協力に関する協議・調整を行う。

四 その他、大規模水害・土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によつては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、奈良県県土マネジメント部河川整備課及び砂防・災害対策課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年7月11日から施行する。

令和2年10月9日一部改定

令和5年8月30日一部改定

五條市長  
天川村長  
野迫川村長  
十津川村長  
下北山村長  
上北山村長  
気象庁 奈良地方気象台長  
国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長  
国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所長  
関西電力（株）水力事業本部 吉野水力センター所長  
電源開発（株）西日本支店長  
奈良県県土マネジメント部長  
奈良県吉野土木事務所長  
奈良県五條土木事務所長

別紙 2

五條市 危機統括室次長兼危機管理課長事務取扱、  
大塔支所長地域市民生活課長事務取扱、介護福祉課長  
天川村 総務課長、健康福祉課長  
野迫川村 総務課長、住民課長  
十津川村 防災対策課長、福祉事務所長  
下北山村 総務課長、保健福祉課長  
上北山村 総務課長、建設課長、保健福祉課長  
気象庁 奈良地方気象台 防災管理官  
国土交通省近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 防災情報課長  
国土交通省近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所 副所長  
関西電力（株）水力事業本部 吉野水力センター土木係長  
電源開発（株）西日本支店長代理  
奈良県総務部知事公室防災統括室長  
奈良県吉野土木事務所 計画調整課長  
奈良県五條土木事務所 計画調整課長  
奈良県県土マネジメント部河川整備課長  
奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課長